（大正六年六月二十日第三種郵便物認可）

富之日本號外

（大正十年七月二十九日）

勞働者及資本家に愬ふ

神戸川崎造船所及び三菱造船所、神戸製鋼所、並に製鋼所其他の工場で起つた勞働争議は本日の如き罷工團と警官隊と大衝突の様な險惡な狀態となつて來ました、職工諸君が同盟罷業を永く繼續されますため我國民の產業上に及ぼしまする懸念は頗る多大でありまして一面亦社會的不安を市民に興へます點から考へても一日も早く圓滿なる解決を告げ職工諸君の就業される事を希望して止まぬのであります。

既に三菱、川崎、兩造船所も作業を開始し職工諸君の出勤を待つて居ります有様です、今回職工諸君が要求された條件中工場委員制度、團體交涉權、横斷組合加入の件は成程職工諸君としては當然要求されねばならぬものでせうか一家を犠牲としてまで今日之を獲得して置かねばならぬと云ふ程差迫つた問題ではない様に思はれます。今日の勞働者の狀態では先づ何よりも實力を蓄ふ事が肝心で力さへ備つて居れば罷業の目的は容易に達せられると思ひます僅か日數の罷業を行つて生活難を感ずる様ではまだ〱實力は充實して居ない、職工諸君は工場委員制度、團體交涉權、横斷組合加入の件を資本家に確認を求める前先づ勞働法の制定を政府に迫り勞働組合の公認を得る事が急務ではなからうかと思ひます。

今日の所會社側は職工さへ出勤してくれゝばそれ相應の腹案があるとさへ申して居ります。若し腹案があれば之れを發表しては如何であらうかと思ひます。そして職工に安心を與へ出勤を促したら宜い。

財界不況の今日職工も何時解雇されるか分らないと云ふ狀態では彼等としても解職及退職手當の增額を要求することは亦無理からぬ事だと思ひます故に會社側は或程度迄──內規はあらうが──職工の要求を容れて安心して作業に從事せしむる事が肝心だと思ひます。亦職工諸君にしても自己の要求の貫徹するまで罷業を繼續すると云ふ事は私等は賛成し難い所であります。要は罷業と作業とを混同せず作業をしながら委員をして交涉を繼續せしむることは穩當であり且つ利益であると思ひます。私等は左の三點を以て更に近い妥協點かと思ひます。

一、工場委員制度、團體交涉權、横斷組合加入の件を一時保留とすること、二、解職及退職手當は現在職工諸君の要求せらるゝ所と會社の內規とを參酌し實際に照し合せて定めること、三、賃金增加は實際生活に困難なる職工に限りこれが增額をなすこと。

以上の三點は先づ公平な妥協點かと思ひますが、切に職工諸君及會社側に熟考して貰ひたいと思ひます。

社會問題研究會

小竹怒濤

發行兼編輯人印刷人 小竹甚右衛門 發行所 神戸市仲町三丁目六一 富之日本社

勞働組合促進運動

勞働組合にお這入りなさい。勞働者は產業の本源であり。勞働組合は新社會の基礎であります。

今度の川崎、三菱の事件に鑑みても平素から勞働組合を作つて居らなければ、いざと云つた場合に何にも役に立ちませぬ。勿論事業主の御用組合では何の役にも立たないのです。それで御用組合などを作つて資本主の鼻息を伺はずに勞働者自主自治の勞働組合を作つて下さい。

工場委員制度が採用された曉には勞働組合が工場內の交涉の中心点とならなければならないのです。英國では八百萬人の勞働組合員があります。日本でも貳百萬人の勞働組合員が出來なければだめです。

勞働組合の作り方

一、中心になる職場毎に先づ幹部をお作りなさい。
二、主義綱領、規則をお作りなさい。
三、會費を貳拾錢乃至參拾錢おとりなさい。
四、機關新聞には「勞働者新聞」をお使用なさい。（毎月二回 一回五錢）
五、日本勞働總同盟に加入なさいませ。
六、色々の相談は友愛會に聽きにいらしやい。
七、時機を逸せず組合を作りなさい。

勞働者新聞社長 賀川豊彦
本社 神戸市塚本通一丁目六二 電話本局一二四三番
支局 大阪西區西野田江成町九二
自宅 神戸市北本町六丁目二二〇 電話三宮一五四一番

謹啓 時下嚴暑之候皆様御別條御座いませんか伺ひます何卒御自愛なさいます様神かけて禱り居ります。扨て私は神戸の今回の爭議に對して一日も早く平和に治まつてより以上の生產率をあげられん事を神様に祈つて居る一人で有ります。けれども去月の二十八日から問題の片側のリーダである私の友人の賀川君は顔を見せて吳れません。私は淋しく思ひます。又私共の同情して居る一人は靈の宿つて居る体に傷きました。私は悲で居る人の爲めに神様の聖助を求めて居ります。皆様御寛し被下いませ私は七月三十日から勞働者の爲め此の肉と靈とを犧に致す決心で矢表に立ちました。何卒羅馬書九章三節を憶えて此の幼き私の爲めに御禱り下さいませ。 恐惶

大正十年八月一日

社會事業 神戸海員ホーム
主事 鈴木謙三